

答申第72号

答 申

1 審査会の結論

平成29年2月6日付けで審査請求人が津市教育委員会（以下「実施機関」という。）に対して行った公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）につき、実施機関が同年3月1日付けで行った公文書部分開示決定は、妥当である。

2 審査請求に至る経緯及び趣旨

- (1) 審査請求人は、津市情報公開条例（平成18年津市条例第22号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成29年2月6日付けで次のとおり開示請求を行った。

津市中学2年森祥太君が鈴鹿市郡山町の公園で暴行を受けて死亡した事件で津市の対応、教育委員会の報告書等の文書。

- (2) 実施機関は、平成29年2月10日付けで本件開示請求に係る補正依頼を次のとおり行った。

「津市の対応、教育委員会の報告書等の文書」とありますが、「津市の対応の文書」とは、「津市教育委員会が各小中学校長に対して発出した文書」、「教育委員会の報告書等の文書」とは、該当中学校から津市教育委員会に提出された報告書」と理解してよろしいですか。

- (3) 審査請求人は、平成29年2月21日付けで、補正依頼に対する回答を次のとおり行った。

相違ありません。

- (4) 実施機関は、本件開示請求に対応する公文書として、次のもの（以下「本件公文書」という。）を特定した。

- ア 児童生徒の安全に関する緊急確認について（依頼）
- イ 児童生徒の安全の確保に向けた取組について（依頼）
- ウ 本校生徒に対する傷害致死事件についての報告書

- (5) 実施機関は、本件公文書について、公文書の一部を開示しない理由を次のとおり記載し、平成29年3月1日付けで公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

本校生徒に対する傷害致死事件についての報告書のうち、個人の氏名、生年月日、住所、所属していた学級、部活、個人が識別され得る情報及び

家族の状況に関する情報は個人情報（条例第7条第2号）に該当するため。

(6) 審査請求人は、平成29年4月6日付け（消印の日付）で、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求の理由

本件は報道のとおり被害者は実名で周知の事実であり、主犯格は逆送、残りは第1種少年院（高3男子生徒（18）、少女（17）、2名）送致になっており、津市の情報を被害者親族に知らせる為。

4 実施機関の不開示理由説明

本事案は、平成28年10月10日に発生し、詳細な報告書が作成されているが、被害者を除く氏名については、当該報告書には記載されておらず、報道もされていない状況である。今回不開示とした部分は、個人の氏名、生年月日、住所、所属していた学級、部活及び個人が識別され得る情報、家族の状況に関する情報は条例第7条第2号（個人情報）に該当している。

その他の部分はすべて開示されており、本件の概要は十分把握できる。

5 審査会の判断

本件審査請求において、審査請求人及び実施機関は、本件公文書を部分開示とした決定が適正であるか否かについて争っていることから、当審査会は、本件処分の妥当性について検討する。

本件公文書において不開示とした内容は、本校生徒に対する傷害致死事件についての報告書のうち、個人の氏名、生年月日、住所、所属していた学級、部活、特定の個人が識別され得る情報及び家族の状況に関する情報である。

個人の氏名、生年月日、住所、所属していた学級、部活、及び家族の状況に関する情報は、個人に関する情報であると認められる。次に、特定の個人が識別され得る情報に該当するとされた箇所には、担当教諭の名が記載されている。担当教諭名は、条例第7条第2号ただし書ウにより不開示とすることができないとされた公務員の職務遂行内容に当たり、本来開示すべき内容である。しかしながら、本件公文書における当該教諭名は、単に職務上の行為を行った教諭がいずれの者であるかを示すにとどまるものではなく、被害者生徒の所属する学級が特定できるものであるから、被害者生徒に係る特定の個人が識別され得る情報に該当するものと認められる。

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

6 審査の処理経過

本諮問案件に係る審査の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成29年 4月10日	諮問書の受付（郵送による）
平成29年 7月13日	諮問案件の審議及び実施機関からの口頭意見陳述
平成29年 9月15日	答申

津市情報公開・個人情報保護審査会委員

	氏 名
会 長	村 田 裕
副会長	内 田 典 夫
委 員	高 橋 秀 治
委 員	石 田 美 穂